

3 災害時における公費による損壊家屋等の解体、撤去等について

目的

災害による被害が甚大である場合、損壊家屋等が周囲の住宅や道路等に与える影響や、生活環境保全上の支障、二次災害の防止及び、被災地の迅速な復旧を図る措置として、要件を満たす損壊家屋等の解体・撤去等を市町村が所有者に代わって行うもの

背景

広域で甚大な被害を受けた本年1月1日の能登半島地震等、毎年のように大規模な自然災害による被害が全国各地で発生。

本市においても近年では平成29年台風21号、平成30年7月豪雨、令和5年台風7号等に被災。

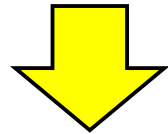
被災地では被災により発生した災害ごみ（災害廃棄物）の片付けが重要課題となっているが、甚大な被害をもたらした災害の場合には、倒壊家屋等の解体・撤去が復旧・復興に向けた課題になっている。

	H25 台風18号	H26 8月豪雨	H29 台風21号	H30 7月豪雨	R5 台風7号
全壊					
大規模半壊	3		5	1	
半壊	53		213	1	4

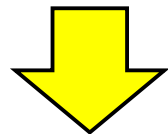
過去の舞鶴市の被災状況

3 災害時における公費による損壊家屋等の解体、撤去等について

①「舞鶴市災害廃棄物処理計画（令和3年6月改定）」において損壊家屋等の公費解体について記載



②大規模災害に被災した場合に、市民の安心安全を確保することと、1日も早い復旧復興に向けて、迅速な着手、対応が必要であると認識



③能登半島地震の報道等を受け、公費解体に係る市民の関心が高まっているため、計画をより具体化し制度の市民周知を図る

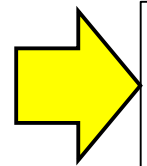


写真： 令和5年台風7号被害（久田美地区）

3 災害時における公費による損壊家屋等の解体、撤去等について

公費解体・撤去の対象

損壊家屋等の“解体・撤去”は本来**所有者**が実施するもの
要件を満たす災害に被災し「**全壊**」と判定された被災家屋等は
“建物”としての機能を有していない



所有者の申請を基に「災害廃棄物」として**解体、撤去、処分**をするもの

【対象】

個人又は**中小企業**が**所有**する「**全壊**」の判定を
受けた**家屋等**（特定非常災害に指定された場合は「**半壊**」を含む）

【対象外】

リフォームや、**建物の一部を解体**する場合
単独で解体する浄化槽、便槽、カーポート等



写真：令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（周知） 参照

3 災害時における公費による損壊家屋等の解体、撤去等について

財源

環境省「災害廃棄物処理事業費補助金」【補助率：1/2】を活用
※残る1/2の8割を限度に特別交付税措置

同補助対象の公費解体の要件
(家屋解体マニュアル)を基に整理

【自然災害の要件】

降雨：最大24時間雨量が80mm以上
暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上
高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの
地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし）
積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上
その他：異常な天然現象によるもの

問い合わせ先					
事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
災害時における公費による損壊家屋等の解体、撤去等について	生活環境課	田中	0773-66-1005	0773-62-9891	kankyou@city.maizuru.lg.jp